

岩手県告示第213号

特定調達契約に該当する県営建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

特定調達契約に該当する県営建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示  
特定調達契約に該当する県営建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加者の資格等に関する規程（平成8年岩手県告示第427号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(資格の審査)</p> <p>第3条 知事は、年度ごとに、<u>特定調達契約に該当する県営建設工事の請負契約に係る一般競争入札への参加に必要な資格基準</u>（以下「資格基準」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 前項の一般競争入札に参加しようとする者は、<u>その都度</u>、資格基準に係る審査（以下「資格審査」という。）を受けなければならない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(申請書類の提出)</p> <p>第4条 資格審査を受けようとする者は、<u>知事が別に定める期間内に</u>、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を知事に提出しなければならない。</p> <p>(資格基準等の公示)</p> <p>第5条 知事は、資格基準を定めたとき、<u>及び前条の申請書の提出期間を定めたとき</u>は、これを公示するものとする。</p> <p>(通知)</p> <p>第6条 知事は、資格審査を行ったときは、その結果を申請書を提出した者に通知するものとする。</p> <p>(資格の取消し)</p> <p>第8条 知事は、資格者が<u>政令第167条の4第2項各号</u>のいずれかに該当する場合においては、資格を取り消すことができる。</p>	<p>(資格の審査)</p> <p>第3条 知事は、<u>特定調達契約に該当する県営建設工事の請負契約の締結が見込まれる年度ごとに</u>、<u>当該請負契約に係る一般競争入札への参加に必要な資格基準</u>（以下「資格基準」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 前項の一般競争入札に参加しようとする者は、<u>その年度ごとに</u>、資格基準に係る審査（以下「資格審査」という。）を受けなければならない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者</u></p> <p>(申請書類の提出)</p> <p>第4条 資格審査を受けようとする者は、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を知事に提出しなければならない。</p> <p>(資格基準の公示)</p> <p>第5条 知事は、資格基準を定めたときは、これを公示するものとする。</p> <p>(名簿の作成及び通知)</p> <p>第6条 知事は、資格審査を行ったときは、<u>資格基準に適合すると認める者（以下「資格者」という。）につき名簿を作成し、又はこれに追加し、その結果を申請書を提出した者に通知するものとする。</u></p> <p>(名簿の有効期間)</p> <p>第8条 <u>名簿の有効期間は、名簿を作成した年の6月1日から当該名簿を作成した年の翌年の5月31日までとする。</u></p> <p>(資格の取消し)</p> <p>第9条 知事は、資格者が<u>次の各号</u>のいずれかに該当する場合においては、資格を取り消すことができる。</p>

<p>2 [略]</p> <p>(最低価格入札者以外の者を落札者とすることができる場合の基準の作成)</p> <p><u>第9条</u> [略]</p> <p>(一般競争入札審議会)</p> <p><u>第10条</u> [略]</p> <p>(医療局長又は企業局長の依頼による一般競争入札審議会の開催)</p> <p><u>第11条</u> [略]</p>	<p>(1) <u>政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する場合</u></p> <p>(2) <u>第3条第3項第4号に該当する者であることが判明した場合で、極めて悪質であると知事が認めたとき。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(最低価格入札者以外の者を落札者とすることができる場合の基準の作成)</p> <p><u>第10条</u> [略]</p> <p>(一般競争入札審議会)</p> <p><u>第11条</u> [略]</p> <p>(医療局長又は企業局長の依頼による一般競争入札審議会の開催)</p> <p><u>第12条</u> [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。